



2020年12月10日

各 位

会社名 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ  
代表者名 代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉  
(コード番号 7321 東証一部)  
問合せ先 財務部長 山崎 康孝  
電話番号 06-7733-7000

**(訂正) 当社親会社である株式会社りそなホールディングスによる当社株式等に対する  
公開買付けの結果に関するお知らせ**

当社は、本日「当社親会社である株式会社りそなホールディングスによる当社株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」を開示いたしましたが、公開買付者である株式会社りそなホールディングスより、訂正の通知を受けましたので、添付の通りお知らせいたします。

以 上

(添付資料)

2020年12月10日付「(訂正) 「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ株券等(証券コード7321)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」

**<本件に関するお問合せ先>**

関西みらいフィナンシャルグループ 広報室

(関西みらい銀行) 06-6268-7443 (みなと銀行) 078-333-3247



2020年12月10日

各 位

会 社 名 株式会社りそなホールディングス  
代表者名 代表執行役社長 南 昌宏  
(コード：8308 東証第一部)

(訂正) 「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ株券等(証券コード 7321)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

本日公表いたしました「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ株券等(証券コード 7321)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」において、当社の形式的基準による特別関係者に該当するりそなアセットマネジメント株式会社が本日現在所有する株式会社関西みらいフィナンシャルグループの株券等(金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第7条第1項第3号に該当する株券等を含みます。)に係る議決権の数の確認が終了したことに伴い訂正すべき事項がありましたので、以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

## 記

### 2. 買付け等の結果

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合 5ページ  
(訂正前)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1,907,211 個	(買付け等前における株券等所有割合 51.15%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	809,295 個	(買付け等前における株券等所有割合 21.70%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	2,251,626 個	(買付け等後における株券等所有割合 60.39%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	<u>515,197</u> 個	(買付け等後における株券等所有割合 13.82%)
対象者の総株主の議決権の数	3,718,366 個	

(前略)

(注2) 「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、(i) 公開買付者の形式的基準による特別関係者に該当するりそなアセットマネジメント株式会社(以下、本(注2)において「本特別関係者」といいます。)が2020年12月9日現在所有する株券等(令第7条第1項第3号に該当する株券等を含みます。以下、本(注2)において同様とします。)に係る議決権の数(16,733個)及び(ii)各特別関係者(本特別関係者を除きます。)が本日現在所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。公開買付者は、本特別関係者が本日現在所有する株券等に係る議決権の数を確認の上、訂正が必要な場合には、訂正の内容を開示する予定です。

(後略)

(訂正後)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1,907,211 個	(買付け等前における株券等所有割合 51.15%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	809,295 個	(買付け等前における株券等所有割合 21.70%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	2,251,626 個	(買付け等後における株券等所有割合 60.39%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	<u>515,239</u> 個	(買付け等後における株券等所有割合 13.82%)
対象者の総株主の議決権の数	3,718,366 個	

(前略)

(注2) 「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、(i) 公開買付者の形式的基準による特別関係者に該当するりそなアセットマネジメント株式会社(以下、本(注2)において「本特別関係者」といいます。)が本日現在所有する株券等(令第7条第1項第3号に該当する株券等を含みます。以下、本(注2)において同様とします。)に係る議決権の数(16,775個)及び(ii)各特別関係者(本特別関係者を除きます。)が本日現在所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(後略)

以 上